

福岡市共同企業体事務取扱要領運用基準

最終改正 平成26年8月1日

福岡市共同企業体事務要領を適用する場合の運用基準を次のように定める。

1 第3条第2項関係

第3条第2項に掲げる対象工事を共同企業体に発注する場合の当該共同企業体の構成は、概ね次のとおりとする。

(1) 一般土木工事

予 定 金 額	構 成
5億円以上10億円未満	A + A
10億円以上20億円未満	A + A + A
20億円以上	A + A + A + A

(2) 港湾土木工事

予 定 金 額	構 成
2億円以上3億円未満	2社
3億円以上6億円未満	3社
6億円以上	4社

(3) 建築工事

予 定 金 額	構 成
3億円以上5億円未満	A + A A + B ※ただし、Bは代表者となることはできない
5億円以上10億円未満	A + A A + A + B A + B + B ※ただし、Bは代表者となることはできない
10億円以上25億円未満	A + A + A
25億円以上	A + A + A + A

(4) 電気、管工事

予 定 金 額	構 成
2億円以上4億円未満	A + A
4億円以上10億円未満	A + A + A
10億円以上	A + A + A + A

(5) 舗装工事

予 定 金 額	構 成
1 億 5 千万円以上 3 億円未満	A + A
3 億円以上 5 億円未満	A + A + A
5 億円以上	A + A + A + A

2 第 3 条第 3 項関係

共同企業体に単体 A 等級業者を参加させることができるのは、原則として次に掲げる場合とする。

建築工事

予定金額が、3 億円以上 5 億円未満のもの

3 第 5 条関係

工事の規模等により特に必要があると認められるときは、構成員の数を 5 社以上とすることができるものとする。